

## 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例施行規則

制定	平成9年6月17日	公安委員会規則第8号
改正	平成11年3月12日	公安委員会規則第2号
改正	平成11年12月24日	公安委員会規則第11号
改正	平成14年3月25日	公安委員会規則第4号
改正	平成17年2月10日	公安委員会規則第2号
改正	平成17年3月14日	公安委員会規則第4号
改正	平成20年11月25日	公安委員会規則第13号
改正	平成24年7月6日	公安委員会規則第12号

### (目的)

第1条 この規則は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例(平成9年東京都条例第68号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (届出書の提出方法)

第2条 条例第7条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項の規定による東京都公安委員会(以下「公安委員会」という。)への届出は、当該届出に係る営業所、事務所又は自動販売機を設置する場所(以下「営業所等」という。)の所在地を管轄する警察署の長に対して行うものとする。

2 条例第7条第1項又は第15条第1項の規定による届出をしてデートクラブ営業又は利用カード販売業を営む者が、複数の営業所等を異なる警察署の管轄区域内に設置している場合において、当該複数の営業所等について次に掲げる届出を同時に行おうとするときは、前項の規定にかかわらず、いずれか一つの営業所等の所在地を管轄する警察署の長に対して行うことができる。

(1) 営業の廃止

(2) 条例第7条第1項第1号及び第15条第1項第1号並びに次条第3項第1号、第9号及び第10号に掲げる事項の変更

### (営業の開始の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、デートクラブ営業開始届出書(別記様式第1号)を正副2部提出して行わなければならない。

2 条例第15条第1項の規定による届出は、利用カード販売業開始届出書(別記様式第2号)を正副2部提出して行わなければならない。

3 条例第7条第1項第3号及び第15条第1項第5号に規定する公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 営業を営もうとする者が個人である場合は、本籍(外国人にあっては国籍)、生年月日及び電話番号

- (2) 営業所等の代表電話番号
- (3) 営業の形態
- (4) 営業を開始しようとする年月日
- (5) 営業時間
- (6) 営業所等における業務の実施を統括管理する者(営業を営もうとする者を除く。以下「統括管理者」という。)の氏名、住所、生年月日及び電話番号
- (7) 営業に使用する電話番号
- (8) 営業所等の構造及び設備の概要
- (9) 営業を営もうとする者が法人である場合は、役員(外国人にあっては国籍)の氏名、住所、本籍(外国人にあっては国籍)、生年月日及び電話番号
- (10) 利用カード販売業を営もうとする者(法人にあっては、さらに代表者の氏名)にあっては、利用情報により役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業等に係る営業者の氏名(法人にあっては、さらに代表者の氏名)

4 条例第7条第1項又は第15条第1項の規定による届出を行う場合は、次に掲げる書類各1部を添付しなければならない。

- (1) 営業所等の平面図及び営業所等の周囲の略図
- (2) 営業を営もうとする者が個人である場合は、住民票の写し
- (3) 営業を営もうとする者が法人である場合は、定款及び登記簿の謄本並びに役員に係る前号に掲げる書類
- (4) 統括管理者に係る第2号に掲げる書類
- (5) 営業所等の使用について権原を有することを疎明する書類  
(営業の廃止の届出)

第4条 条例第7条第2項又は第15条第2項の規定による営業の廃止の届出は、デートクラブ営業及び利用カード販売業の廃止届出書(別記様式第3号)を正副2部提出して行わなければならない。

(営業の変更の届出)

第5条 条例第7条第2項又は第15条第2項の規定による営業の変更の届出は、デートクラブ営業及び利用カード販売業の変更届出書(別記様式第4号)を正副2部提出して行わなければならない。この場合において、第3条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものを添付するものとする。

2 一つの警察署の管轄区域内に設置している複数の営業所等について同時に変更の届出をする場合において、前項後段の規定により届出書に添付しなければならない書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を届出書のいずれか一つに添付することができる。

3 第2条第2項の規定により一つの営業所等の所在地を管轄する警察署の長に届出をする場合において、第1項後段の規定により届出書に添付しなければならない書類のうち、

同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を当該一つの営業所等に係る届出書に添付することができる。

(青少年立入禁止の表示)

第6条 条例第7条第3項の規定による表示は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第7条第3項の規定に基づく表示(別記様式第5号)により行うものとする。

(利用カードを販売する自動販売機への表示)

第7条 条例第15条第3項の規定による表示は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第15条第3項の規定に基づく表示(別記様式第6号)により行うものとする。

2 前項の場合において、既に別記様式第6号の表示をしている自動販売機により利用カードの販売を行うときの表示は、同様式に代えて別記様式第7号により行うことができる。

(指示、停止及び廃止)

第8条 条例第12条及び第15条の6に規定する指示は、指示書(別記様式第8号)を交付して行う。

2 条例第13条第1項及び第2項並びに第15条の7第1項及び第2項に規定する営業の停止の命令は、営業停止命令書(別記様式第9号)を交付して行う。

3 条例第13条第3項及び第15条の7第3項に規定する営業の廃止の命令は、営業廃止命令書(別記様式第10号)を交付して行う。

(聴聞の手続)

第8条の2 条例第14条第2項(条例第15条の8において準用する場合を含む。)の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(従業員名簿)

第9条 条例第16条に規定する公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性別
- (2) 採用年月日
- (3) 従事する業務の内容
- (4) 退職(死亡を含む。)の年月日及びその事由

2 デートクラブ営業又は利用カード販売業を営む者は、従業員が退職した日から3年間は、当該従業員に係る従業員名簿を備えておかななければならない。

(身分証明書)

第10条 条例第17条第3項に規定する証明書の様式は、別記様式第11号のとおりとする。

(除却その他必要な措置命令)

第11条 条例第19条第1項の規定による広告物の除却その他必要な措置の命令は、除却等措置命令書(別記様式第12号)を交付して行う。

(保管、返還及び廃棄の手続)

第12条 条例第19条第5項の規定により除却したはり札又は立看板(以下「除却広告物」という。)の保管、返還及び廃棄は、当該除却広告物を表示してあった場所を管轄する警察署の長が行うものとする。

- 2 除却広告物を保管した警察署長は、当該除却広告物について権原を有する者に対し、当該除却広告物を保管している旨及び7日以内に引き取るべき旨を通知するものとする。ただし、権原を有する者の氏名及び住所が明らかでない場合は、当該除却広告物の種類、表示内容、数量、除却した日時及び場所並びに7日以内に引き取るべき旨を、当該警察署の掲示板に掲示して公示することにより、通知に代えるものとする。
- 3 除却広告物の返還の請求は、当該除却広告物を保管する警察署長に対し、除却広告物返還請求書(別記様式第13号)及び当該除却広告物について権原を有することを疎明する書類を提出して行うものとする。
- 4 警察署長は、保管した除却広告物について、第2項の規定により通知した日又は公示した日から7日以内に、権原を有する者から当該除却広告物の返還の請求がない場合は、これを廃棄することができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(平成11年公委規則第2号)

この規則は、平成11年3月16日から施行する。

附 則(平成11年公委規則第11号)

この規則は、東京都テレホンクラブ等営業及びデートクラブ営業の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成11年東京都条例第152号)の施行の日から施行する。

附 則(平成14年公委規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年公委規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例施行規則別記様式第11号による立入証及びこの規則による改正前の性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則別記様式第5号による立入証については、それぞれこの規則による改正後の東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例施行規則別記様式第11号による身分証明書及びこの規則による改正後の性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則別記様式第5号による身分証明書とみなす。

附 則(平成17年公委規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年公委規則第13号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年公委規則第12号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別記

様式第1号(第3条関係)

(その1)

		※所轄警察署		警察署	
		※	受理年月日	※	受理番号
<p>デートクラブ営業開始届出書</p> <p>東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第7条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都公安委員会殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称(法人にあつては、さらに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p>					
営業を営もうとする者	(ふりがな)				
	氏名又は名称				
		法人にあつては、さらに代表者の氏名			
	住所		〒 電話		
	本籍・国籍				
生年月日		年 月 日生			
営業所等	(ふりがな)				
	名称				
	所在地		〒 電話		
営業の形態			<input type="checkbox"/> 営業所方式 <input type="checkbox"/> 事務所方式		
営業開始予定年月日			年 月 日	営業時間	
統括管理者	(ふりがな)				
	氏名				
	住所		〒 電話		
	生年月日		年 月 日生		
営業に使用する電話番号					

(日本工業規格A列4番)

(その2)

	営業所等の構造 及び設備の概要	建物の構造		
		建物内の営業所等の位置		
個室等の数				
個室等の総床面積				
営業所等の総床面積				
設備の概要				
役員(法人の場合 に限る。)		代表者	(ふりがな)	
	氏名			
	住所		〒 電話	
	本籍・国籍			
	生年月日	年 月 日 生		
	(ふりがな)			
	氏名			
	住所	〒 電話		
	本籍・国籍			
	生年月日	年 月 日 生		
	(ふりがな)			
	氏名			
	住所	〒 電話		
	本籍・国籍			
	生年月日	年 月 日 生		

注 1 ※印欄は、記載しないこと。  
2 所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
3 添付書類である営業所等の周囲の略図は、営業所等を中心に半径250メートルの範囲を図示すること。

様式第2号(第3条関係)

(その1)

		※		※		※		※		
		※		※		※		※		
		※		※		※		※		
<p>利用カード販売業開始届出書</p> <p>東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第15条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都公安委員会殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称(法人にあつては、さらに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p>										
営業を営もうとする者	(ふりがな)									
	氏名又は名称									
	法人にあつては、さらに代表者の氏名									
	住所				〒				電話	
	本籍・国籍									
生年月日						年 月 日生				
営業所等又は自動販売機設置場所	(ふりがな)									
	名称									
所在地				〒				電話		
営業の形態				<input type="checkbox"/> 営業所方式 <input type="checkbox"/> 事務所方式 <input type="checkbox"/> 自動販売機						
販売の形態				<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 受託 <input type="checkbox"/> 買取 <input type="checkbox"/> 委託のみ						
自動販売機の設置数				台						
営業開始予定年月日				年 月 日		営業時間				
統括管理者	(ふりがな)									
	氏名									
	住所				〒				電話	
	生年月日						年 月 日生			
営業に使用する電話番号										

(日本工業規格A列4番)



(その2)

	営業所等の構造 及び設備の概要	建物の構造		
		建物内の営業所等の位置		
		営業所等の総床面積		
	役員(法人の場合 に限る。)	代表者	(ふりがな)	
			氏名	
			住所	〒  電話
			本籍・国籍	
			生年月日	年 月 日 生
		(ふりがな)		
		氏名		
		住所	〒  電話	
		本籍・国籍		
		生年月日	年 月 日 生	
		(ふりがな)		
		氏名		
住所	〒  電話			
本籍・国籍				
生年月日	年 月 日 生			

(日本工業規格A列4番)

(その3)

	利用情報により役務の提供を受けること ができる店舗型電話 異性紹介営業等の営業所又は事務所に係る事項		<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 事務所	
		(ふりがな)		
		氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の氏名)	電話	
		所在地		
	利用カードの販売を受託した者に係る事項	(ふりがな)		
		氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の氏名)	電話	
		住所		
		営業所所在地等		
		自動販売機設置場所等		
	利用カードの販売を委託した者に係る事項	(ふりがな)		
		氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の氏名)	電話	
		営業所所在地等		
注 1 ※印欄は、記載しないこと。 2 所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 3 添付書類である営業所等の周囲の略図は、営業所等を中心に半径250メートルの範囲を図示すること。				

(日本工業規格A列4番)

様式第3号(第4条関係)

		※	受理年月日			※	※所轄警察署 受理番号	警察署
デートクラブ営業及び利用カード販売業の廃止届出書								
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例				第7条第2項 第15条第2項			の規定により、	
届出をします。								
東京都公安委員会 殿						年 月 日		
届出者 住所								
氏名又は名称(法人にあつては、さらに代表者の氏名)								
印								
営業者	(ふりがな) 氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の氏名)							
	住所	〒 電話						
営業所等	(ふりがな) 名称							
	所在地	〒 電話						
営業の別	<input type="checkbox"/> デートクラブ営業			<input type="checkbox"/> 利用カード販売業				
廃止年月日	年 月 日							
廃止の事由								
注 1 ※印欄は、記載しないこと。 2 所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 3 不要の文字は、横線で消すこと。								

(日本工業規格A列4番)

様式第4号(第5条関係)

		※ 受理年月日		※ 受理番号		警察署
デートクラブ営業及び利用カード販売業の変更届出書						
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例				第7条第2項 第15条第2項		の規定により、
届出をします。						
東京都公安委員会 殿				年 月 日		
届出者 住所						
				氏名又は名称(法人にあつては、さらに代表者の氏名) 印		
営業者	(ふりがな) 氏名又は名称(法人にあつては、さらに代表者の氏名)					
	住所	〒 電話				
営業所等	(ふりがな)					
	名称					
	所在地	〒 電話				
営業の別	<input type="checkbox"/> デートクラブ営業		<input type="checkbox"/> 利用カード販売業			
変更年月日	年 月 日					
変更事項	新		旧			
変更の事由						
注	1 ※印欄は、記載しないこと。 2 所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 3 第3条第4項各号に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類を添付すること。 4 不要の文字は、横線で消すこと。					

(日本工業規格A列4番)

様式第5号(第6条関係)

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第7条第3項の規定に基づく表示		
	18歳未満の青少年は立ち入ることはできません。	

寸法 縦20センチメートル  
横40センチメートル

様式第6号(第7条関係)

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第15条第3項の規定に基づく表示		
18歳未満の青少年は、この利用カードを購入することはできません。		
条例第15条第1項の 届出をした者	氏名又は名称	
	住所	
	電話番号	
自動販売機の設置場所の所在地		
届出受理番号		

寸法 縦約10センチメートル  
横約15センチメートル

様式第7号(第7条関係)

条例第15条第1項の 届出をした者	氏名又は名称	
	住所	
	電話番号	
届出受理番号		

寸法 縦3センチメートル  
横15センチメートル

様式第8号(第8条関係)

(表)

	東京都公安委員会達第 号	
	指示書	
	住所 氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の氏名)	
	東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第 条第 項の規定により、次のとおり指示する。	
	記	
指示事項		
処分理由		
履行期限		
年 月 日		
東京都公安委員会		
委員長		印

(日本工業規格A列4番)

(裏)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第9号(第8条関係)

(表)

	<p>東京都公安委員会達第 号</p> <p>営業停止命令書</p> <p>住所 氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の 氏名)</p> <p>東京都デートクラブ営業等の規制 に関する条例第 条第 項の規定により、次のとおりの 停止を命ずる。</p> <p>停止の期間</p> <p>年 月 日から 日間 年 月 日まで</p> <p>理由</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 印</p>	
--	---	--

(日本工業規格A列4番)

(裏)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



様式第10号(第8条関係)

(表)

	<p>東京都公安委員会達第 号</p> <p>営業廃止命令書</p> <p>住所 氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の 氏名)</p> <p>東京都デートクラブ営業等の規制 に関する条例第 条第 項の規定により、次のとおりの 廃止を命ずる。</p> <p>理由</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 印</p>	
--	--	--

(日本工業規格A列4番)

(裏)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第11号(第10条関係)

第 号		
身分証明書		
	写真	官職
		氏名
この身分証明書を携帯する者は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第17条第2項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
東京都公安委員会 印		

寸法 縦5.4センチメートル  
横8.5センチメートル

様式第12号(第11条関係)

(表)

<p>東京都公安委員会達第 号</p> <p>除却等措置命令書</p> <p>住所</p> <p>氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の氏名)</p> <p>東京都ゲーテクラブ営業等の規制に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり、広告物の除却等の措置を命ずる。</p> <p>記</p>	
広告物の種類	
表示内容	
広告物の数量	
表示場所	
除却等の理由	
措置内容	
<p>除却等の期限(除却等措置命令書を受領した日から日以内)</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 印</p>	

(日本工業規格A列4番)

(裏)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第13号(第12条関係)

※所轄警察署					警察署	
※	受理年月日	※	受理番号			
除却広告物返還請求書						
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第19条第6項の規定により、次の目録の除却広告物の返還を請求します。						
						年 月 日
警視庁		警察署長殿		請求者住所		
				氏名又は名称(法人にあつては、さらに代表者の氏名)		
				印		
除却広告物の通知の年月日		年 月 日				
公示年月日及び公示番号		年 月 日 公示第 号				
除却広告物に係るデートクラブ営業及び利用カード販売業	氏名又は名称(法人にあつては、さらに代表者の氏名)					
	住所	〒				
	電話番号					
	営業所等の名称					
	営業所等の所在地					
目録						
番号	種類・表示内容	数量		番号	種類・表示内容	数量
注 1 ※印欄は、記載しないこと。						
2 所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。						
3 当該除却広告物について権原を有することを疎明する書類を添付すること。						